

日本司法支援センターの第1期中期目標期間業務実績評価に関する項目別評価表

A: 中期目標を達成した。
 B: 中期目標をおおむね達成した。
 C: 中期目標を達成しておらず、業務運営の改善等が必要である。
 なお、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合には、「A+」と評価できる。

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
2 総合法律支援の充実のための措置に関する事項	1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置										
(1) 総括	(1) 総括										
1 ① 日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。	① 支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務内容について国民への周知徹底を図るとともに、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。	利用者の立場に立った業務遂行への取組状況		B	B	B					
2		コンプライアンス体制の整備状況についての取組状況				B					

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
3	② 全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で地方協議会を開催し、支援センターの業務に関する具体的情報の周知を図るとともに、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、これを業務運営上の参考とするように努める。	利用者及び関係機関等の意見を参考とした当該地域の実情に応じた業務運営へ向けた地方協議会の開催状況		A	A	A					
4	③ 支援センターの業務運営の公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保が重要であることを踏まえ、本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を設ける場合には、その人選について特段の配慮をする。	地方協議会等の出席者の人選についての配慮状況				A					

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
5	<p>④ 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、常勤弁護士の確保とともに、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に努める。</p> <p>支援センターの業務が、多様な分野に及ぶこと等を考慮し、常勤弁護士の採用に当たっては、幅広い人材の中から、適時的確な人員配置その他支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適應でき、総合法律支援への取組に意欲的な人材の確保を図るとともに、支援センターの業務に専従することが支援センターの目的である総合法律支援の担い手としての法曹の能力の涵養にも資することにかんがみ、その実務経験年数をも考慮する。</p> <p>常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p>	<p>④ 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努める。</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、適時的確な人員配置その他支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適應でき、総合法律支援への取組に意欲的な人材の確保を図るとともに、支援センターの業務に専従することが支援センターの目的である総合法律支援の担い手としての法曹の能力の涵養にも資することにかんがみ、その実務経験年数をも考慮する。</p> <p>常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p>	<p>契約弁護士・司法書士及び常勤弁護士の確保に向けた取組状況</p>		B	B	B				
(2) 情報提供・関係機関連携強化		(2) 情報提供・関係機関連携強化									
6	<p>弁護士のみならず司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするために、弁護士会・日本弁護士連合会及び司法書士会・日本司法書士会連合会その他隣接法律専門職者団体との連携の強化を図るとともに、連携関係を確保する関係機関・団体の範囲の拡大と連携の強化を図る。</p>	<p>① 地方事務所単位で、平均68以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築する。</p>	<p>相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築状況</p>		A	A	A				

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
7	<p>② 関係機関との連携の在り方に関する実情を踏まえて、連携関係の強さを表す連携指数（※）を平成18年度から平成21年度までの間に上昇させる。</p> <p>（※）連携指数 例えば、連携の度合いを1～4に分類し、 （各関係機関の連携指数の総和）÷ （関係機関の総数×4）×100</p>	関係機関・団体との連携強化・連携先の範囲拡大に向けた取組状況			A						
(3) 民事法律扶助		(3) 民事法律扶助									
8	<p>① 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域を含め、その受任者の確保態勢の全国的に均質な確保を図る。</p>	<p>① 受任者の確保態勢を全国的に均質に確保するため、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行う。</p>	全国的に均質な受任者確保態勢の確保に向けた契約弁護士・司法書士及び常勤弁護士の確保・配置等に関する取組状況	B	B	B					

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
9	② 民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、利用者に対するアンケート調査等を実施するなどして、民事法律扶助のニーズの把握に努める。	② 民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、利用者等に対するアンケート調査を実施する。	民事法律扶助のニーズを把握するためのアンケート調査の実施に向けた取組状況及びその結果を事業計画に反映するための検討に関する取組状況		A	A					
(4) 国選弁護士確保	(4) 国選弁護士確保										
10	国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域を含め、捜査・公判を通じ一貫した弁護士確保態勢の全国的に均質な確保を図る。	捜査・公判を通じ一貫した弁護士確保態勢を全国的に均質に確保するため、捜査・公判を通じ一貫して弁護活動を担う弁護士を確保するとともに、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐させ、又は巡回させる。	全国的に均質な弁護士確保態勢に向けた契約弁護士の確保に関する取組状況	B	B	A					
11			全国的に均質な弁護士確保態勢に向けた常勤弁護士の確保・配置に関する取組状況			B					

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
(5) 司法過疎対策	(5) 司法過疎対策										
12	<p>地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかいない地域の解消に優先的に取り組むこととし、実働弁護士が複数いる地域との距離・交通の便、法律サービスの需要の程度等を考慮しつつ、日弁連等とも連携協力しながら、必要な地域において支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供体制の整備を図る。</p>	<p>地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかいない地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在する地域を除外した「実質的ゼロワン地域」において、法律サービスの需要も考慮しつつ、日本弁護士連合会、単位弁護士会、地方公共団体その他関係機関とも連携協力しながら、支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供が可能な体制を整備する。</p>	<p>日弁連等との連携協力の下、実質的ゼロワン地域解消に向けた取組状況</p>		B	B	B				

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
(6) 犯罪被害者支援	(6) 犯罪被害者支援										
13	<p>犯罪被害者の支援に資するサービス提供機関が必ずしも法的紛争解決に関わるものに限られないことに留意し、連携関係を確保する犯罪被害者支援関係機関・団体の範囲の拡大及び連携の強化を図る。</p> <p>① 地方事務所単位で、平均1.2以上の犯罪被害者支援関係機関・団体と連携・協力関係を構築する。</p> <p>② 関係機関との連携の在り方に関する実情を踏まえて、連携関係の強さを表す連携指数（※）を平成18年度から平成21年度までの間に上昇させる。 （※）連携指数 例えば、連携の度合いを1～4に分類し、 $\frac{\text{各関係機関の連携指数の総和}}{\text{関係機関の総数} \times 4} \times 100$</p>	<p>犯罪被害者支援関係機関・団体との連携・協力関係構築・強化に向けた取組状況</p>		A	A	A					

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
3 業務運営の効率化に関する事項	2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置										
(1) 総括	(1) 総括										
14	<p>新たな国の施策である総合法律支援の実施及び体制整備の中核を担う新設の法人であることから、その設立・業務開始時において可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備（「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の検討を含む。）を図った上で、その業務が国民の権利・利益に直接かかわる極めて公共性・公益性の高いものであることにかんがみ、総合法律支援の充実を図りつつ、サービスの質の向上とともに、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。</p> <p>また、支援センターにおける業務・システムについては、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」の趣旨を踏まえ、システム調達に当たり、一般競争入札等の競争的手法の導入により経費の効率化を図る。</p>	<p>① 支援センターは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の責務において実施すべき情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護士確保業務等を一体的に遂行することにより、人的・物的体制の合理化・効率化 ・常勤弁護士制度の導入により、民事法律扶助及び国選刑事弁護につき、その時々々の需要の動向に応じた機動的かつ柔軟な対応等による事件処理の合理化・効率化 ・業務内容に応じた柔軟な雇用形態の採用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の検討により、経費の合理化・効率化をそれぞれ図ること等を予定している。 <p>支援センターが新規に体制を整備する法人であることからすれば、効率化に係る上記各取組については、中期計画期間中に効率化係数に基づいて段階的に実施するものではなく、可能なものはすべて支援センターの設立・業務開始当初から実施すべきものである。</p> <p>そこで、支援センターにおいては、その設立・業務開始時において、効率化に係る上記各取組を実施することにより、平成18年度における総経費について、上記各取組を行わなかった場合に必要となる総経費に比して20%程度削減するほか、業務運営全般の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を行う。</p> <p>また、支援センターにおける業務・システムについては、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」の趣旨を反映するため、システム調達に当たり、一般競争入札等の競争的手法の導入により、経費の効率化を行う。</p>	効率的かつ円滑な業務運営に向けた取組状況	A	A	A					

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
	<p>② 業務運営の効率化により、一般管理費（人件費を除く。）の節減を行う。</p> <p>③ 総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、以下の各業務ごとにおける効率化目標を達成するほか、業務運営体制の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑に業務を遂行する。</p>										
(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化										
15	<p>① 電話による情報提供業務につき一元化するなどの方法により、情報提供業務の効率的遂行を図る。</p>	<p>① 情報提供業務の効率的遂行を図るべく、全国の利用者に対する電話による情報提供業務を一元的に行うコールセンターを設置し、その電話による情報提供業務を集中的に遂行する。</p>	<p>コールセンターにおける情報提供業務の効率的遂行に向けた取組状況</p>		A	A	A				

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
16	<p>② 連携関係を有する関係機関・団体における情報提供の拡充（アクセスポイント機能の充実）を図ることによって、支援センターにおける情報提供に関する業務量を軽減するべく、関係機関・団体が支援センターにおいて集約整理した情報（データベース）を活用して自ら情報提供を行う態勢の促進を図る。</p>	<p>② 関係機関・団体に対し、業務マニュアルの配付や研修の実施等の方法により、データベースの利用方法の周知徹底と積極的活用を促進する。</p>	<p>関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的活用の促進へ向けた取組状況</p>			A					
(3) 民事法律扶助・国選弁護士確保		(3) 民事法律扶助・国選弁護士確保									
17	<p>所要の常勤弁護士を確保し、これらの者が業務に専念して十分に事件処理を行うことのできる環境を整備するとともに、複数事件の包括的な委託の活用などにより、業務処理の効率化を図る。</p>	<p>業務処理の効率化を図るため、 ・所要の常勤弁護士を確保する。</p>	<p>常勤弁護士の確保に向けた取組状況</p>	B	B	B					
18		<p>・常勤弁護士に対する事件の配点や担当事件の管理について所要の配慮措置を講ずることにより、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整備する。</p>	<p>常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境整備に関する具体的方策の検討・立案及び実施状況</p>			A					

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
19		常勤弁護士又は内定者に対する実務研修の実施状況				A					
20	・複数事件の包括的な委託の契約締結に努める。	包括的な委託の契約締結に向けた取組状況			A	A					
(4) 司法過疎対策		(4) 司法過疎対策									
21	司法過疎地域における事務所については、支援センターの業務の補完性（民業圧迫の回避）と効果的・効率的な業務運営の観点をも踏まえ、設置の要否を検討することとし、設置された後も、当該事務所について同様の観点から適時適切に見直しを図る。	支援センターの業務の補完性（民業圧迫の回避）及び効果的・効率的な業務運営の観点をも踏まえ、司法過疎地域に事務所を設置するに際しては、当該地域の法律事務取扱業務量、地域の要望・支援、採算性等の要素を総合勘案して、必要な地に設置することとし、設置された後も、当該事務所について同様の観点から適時適切に見直しを行う。	司法過疎地域における地域事務所の設置に向けた取組状況	A	B	B					

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置										
(1) 情報提供	(1) 情報提供										
22 ① 利用者にとって身近で利用しやすいものとするべく、情報提供の質・量の向上を図る。	① 情報データベース及びFAQデータベースの情報量を平成18年度から平成21年度までの間に20%以上増大する。 インターネットによる提供情報量の増大と検索機能・使いやすさの向上を両立させる。 利用者から適宜の方法によりアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の高い評価を得る。	情報提供の質・量の向上に向けた取組状況		A	B	A					
23 ② 情報を求めて訪れた利用者すべてに対して、即日に質の高い情報の提供に努める。	② 各地方事務所の情報提供窓口に来訪した利用者のうち、法的紛争解決に資する情報又は犯罪被害者支援に関する情報を求めた者については、全員に対して、即日中に情報を提供する。	地方事務所の情報提供窓口に来訪した利用者に対する迅速な情報の提供に向けた取組状況			A	A					
(2) 民事法律扶助	(2) 民事法律扶助										
24 ① 迅速な援助を提供するという観点から、事務処理方法の工夫等により、援助申込から代理人選任までの期間の短縮を図る。 ② 犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士の選任などを通じて、充実した援助の提供に努める。	① 迅速な援助を提供するという観点から、援助審査の方法を合理化すること（これまでの合議制方式の審査体制に代えライン決裁方式を活用する、遠隔地居住の申込者について書面審査を活用するなど）などにより、援助申込みから代理人選任までの期間を平成18年度と比較して短縮する。 ② 犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士の選任などを通じて、充実した援助を提供する。	迅速で充実した援助の提供に向けた取組状況		B	B	B					

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
25	③ 契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施し、民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る。	③ 民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、各地方事務所単位で、各事業年度に1回以上、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施する。	契約弁護士・司法書士に対する研修の実施状況			B					
26		④ 平成21年度補正予算（第2号）により追加的に措置された交付金については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」のために措置されたことを認識し、民事法律扶助に充てるものとする。	補正予算の趣旨を認識した交付金の使用状況								
(3) 国選弁護士確保		(3) 国選弁護士確保									
27	① 各地域ごとに、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で協議の場を設けるなどして、迅速かつ確実に国選弁護人の選任が行われる態勢の確保を図る。	① 迅速かつ確実に国選弁護人の選任が行われる態勢の確保を図るため、各地方事務所単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各事業年度に1回以上、定期的な協議の場を設定する。	裁判所、検察庁及び弁護士会が参加する定期的な協議の場の開催状況	A	B	A					
28	② 裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの時間の短縮を図る。	② 裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの所要時間の短縮を図るために、地方事務所ごとに事件類型別の目標時間を設定する。	指名通知要請を受けてから通知するまでの設定目標時間の達成状況			A					

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
29	③ 国選弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施するなどして、国選弁護士としての活動の充実を図る。	③ 国選弁護士としての活動の充実を図る観点から、各地方事務所単位で各事業年度に1回以上、国選弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施する。	国選弁護士契約弁護士に対する研修の実施状況			B					
(4) 犯罪被害者支援		(4) 犯罪被害者支援									
30	① 犯罪被害者に対し、被害を受けたときからの時間の長短を問わず、その心情に十分配慮した懇切丁寧かつ迅速な情報提供に努める。	① 地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。 職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。	被害者の心情に配慮した適切な情報提供の実施に向けた取組状況	A	A	A					
31	② 支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者などやその支援に携わるものの意見を聴取する機会を設ける。	② 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設ける。	犯罪被害者及びその支援者の意見聴取に関する取組状況			A					

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
32	③ 犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図る。	③ 各地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保する。	精通弁護士の確保及び犯罪被害者への適切な紹介に関する取組状況			A					
33	④ 資力の乏しい犯罪被害者が民事法律扶助制度を適切に活用し、損害賠償請求による被害回復を行えるように適切な情報提供に努める。	④ 損害賠償による被害回復を求める犯罪被害者に対しては、資力の乏しい場合の民事法律扶助制度の利用に関する適切かつ積極的な助言を徹底する。	犯罪被害者に対する適切な情報提供等の支援へ向けた取組状況			A					
(5) 司法過疎対策		(5) 司法過疎対策									
34	常勤弁護士の限りある業務量の中で可能な限り利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、司法過疎地域における事務所に配置された常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を図る。	常勤弁護士の限りある業務量の中で可能な限り利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、司法過疎地域における事務所に配置された常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を行う。	司法過疎地域における利用者のニーズに応じた常勤弁護士によるサービス提供の在り方の検討及びその実施状況	A	A	A					

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
(6) 関係機関連携強化	(6) 関係機関連携強化										
35	地方事務所単位で、関係機関との連携を強化するための協議の開催を図る。	地方事務所単位での関係機関・団体との連携強化に向けた取組状況		A	A	A					
5 財務内容の改善に関する事項											
(1) 総括											
36	補助金・寄付金の自己収入増加に努める。	補助金・寄付金の自己収入増加に向けた取組状況		B	B	A					
(2) 民事法律扶助											
37	償還を要すべき者の滞納率を引き下げることなどにより、償還金収入の確保に努める。	償還金収入の確保に向けた取組状況				B					
(3) 司法過疎対策											
①	有償事件の受任等による自己収入額を増加させる。	司法過疎事務所における自己収入の増加及び地方公共団体等からの財政支援獲得に向けた取組状況				A					

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由	
				18	19	20	21					
38 ^② 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な借料での貸与等）の獲得に努める。												
6 その他業務運営に関する重要事項	4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画											
39	業務の効果的かつ円滑な遂行に必要な人的・物的体制の適切かつ計画的な整備を図る。	(1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画	予算・収支計画・資金計画の実施状況		A	B	A					
	5 短期借入金の限度額											
	短期借入金の限度額は、33億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。	短期借入金の状況										
	6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画											
	重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。											
	7 剰余金の使途											
剰余金は、情報提供に関する業務の充実、新制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実等に充てる。	剰余金の使途についての状況											

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
	8 その他法務省令で定める業務運営に関する事項										
40	(1) 施設・設備に関する計画 平成21年度において、被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大に応じて必要となる施設・設備の拡充を図る。	被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を踏まえた計画的な物的体制の拡充に関する取組状況		B	B	A					
41	(2) 人事に関する計画 民事法律扶助事件及び国選弁護人確保業務対象事件の各増加に加えて、平成21年度における裁判員裁判の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に的確に対応するためには、所要の常勤弁護士の確保を含む組織的、効率的な業務体制の確立が不可欠である。 支援センターが担わなければならないこうした重大な責務を視野に入れながら、計画的に常勤弁護士の増員を始めとする人的体制の拡充を図る。	裁判員裁判開始等に伴う業務量の増大を踏まえた計画的な人的体制の拡充に関する取組状況				B					